

千葉県キョン防除実施計画の概要

(1) 計画策定・改定

平成21年3月策定

平成23年3月改定（環境省告示の延長等）

平成25年3月改定（内容の一部見直し）

(2) 防除を行う期間

平成19年5月2日から令和3年3月31日まで

(3) 防除の対象

キョン

(4) 防除区域

集中防除区域

いすみ市、勝浦市、鴨川市、君津市、大多喜町、鋸南町、御宿町

(5) 防除の目標

○当面の目標：生息数の低減化

○最終目標：完全排除

集中防除区域では、キョンの年増加率（36%）を勘案し、5年後にはほぼ半減が見込まれる、前年度における推定生息数の50%の頭数を捕獲目標とする。

その他の区域では、生息情報の収集に努め、生息が確認された場合は、できるだけ速やかに捕獲する。

(6) 防除の実施体制

外来生物法及び鳥獣保護法により、県及び市町村が実施主体となり、地域住民や関係団体等の協力を得ながら、防除を実施する。

県は必要と認めた区域における集中的な捕獲、生息状況のモニタリング、科学的なデータの蓄積、捕獲目標の設定、防除実施計画の進行管理等を行う。集中防除実施区域の市町村は捕獲及び捕獲個体の処理を実施する。

(7) 捕獲方法

集中防除区域では、市町村は地域の実情に精通した捕獲技術者を構成員とする捕獲班を編成する。

その他の区域では、キョンの生息が確認された場合は、既存の事業等により迅速な捕獲を実施する。

(8) モニタリング

生息状況や被害状況を把握し、防除の効果検証を行うため、市町村と連携してモニタリングを実施する。

(9) 農作物被害防除・農地等の予防管理

防護柵の効果的な設置を行い、管理方法の普及等をとおして、農作物被害の軽減を図るとともに、農地や集落環境の整備（隠れ家となる草地や休耕田等の点検）を図り、地域全体で集落や農地に容易に出没させないよう努める。

県はキョンの生態や被害防除技術に関するマニュアル等を整備するとともに、専門家による講習会の開催等をおし、対策の知識や技術を普及する。

また、柵の維持管理や現場対策に有害獣対策指導員を設置し、定期的に巡回・指導し、地元住民等の意識や技術を向上させる。

(10) 担い手の育成

狩猟者はキョン対策を進める上で重要な存在であるが、高齢化の進行等により減少しているため、捕獲の担い手の育成・確保を図るための対策をさらに検討する。